



# 栃木県公報

平成26年  
7月11日(金)  
第2596号

## 目次

### 告示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 609
- 指定施業要件変更予定保安林..... 610
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定..... 611
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定..... 612

### 公告

- 土地改良区役員の退任..... 612

### 人事委員会

- 職員の退職手当に関する規則の一部改正..... 612

### 調達等公告

- 入札公告..... 618

## 告示

### 栃木県告示第三百二十五号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年分補助金等から適用する。

平成二十六年七月十一日

栃木県知事 福田 富一

環境森林部の部森林整備課の款造林事業補助金の項の次に次のように加える。

<p>森林資源循環利用先導モデル事業費補助金</p>	<p>皆伐を通じた森林資源の循環利用を促進することにより、木材需要の多様化及び増大に対する木材の安定的な供給体制を構築し、もつて持続的な林業経営の実現を図る。</p>	<p>林業者、木材製造業者及び木材需要者で構成されるグループ（以下この項において「循環型林業グループ」という。）が森林資源循環利用先導モデル事業実施要領（平成二十六年七月一日付け森林第三百十二号環境森林部長通知）に基づき行う次に掲げる事業に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 全量出材型皆伐（伐採により生じる曲部材その他の未利用材を含む全ての木材を利用する目的で行う皆伐をいう。以下この項において同じ。）</li> <li>一 全量出材型皆伐により生じた木材に係る造材及び集材</li> <li>二 前号の集材により集積された木材を木材製造業者に引き渡すために行う当該木材の運搬</li> </ul>	<p>当該経費の十分の十以内。ただし、皆伐面積一ヘクタール当たり三十二万円を限度とする。</p>	<p>循環型林業グループ</p>
----------------------------	---	---	--	------------------

(森林整備課)

栃木県告示第336号

農林水産大臣から保安林の指定施業要件の変更予定通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年7月11日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
佐野市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
佐野市（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鹿沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

III

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

IV

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

栃木市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

栃木市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び栃木市役所に備え置いて縦覧に供する。)

V

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

芳賀郡益子町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

益子町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び益子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第337号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成26年7月11日

栃木県知事 福田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0950100107	グローバルキッズメソッド	宇都宮市岩曾町1377-47	ハッピーライフケア株式会社	東京都台東区東上野2-22-1	平成26年7月1日	放課後等デイサービス

栃木県告示第338号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成26年7月11日

栃木県知事 福田 富一

1 薬局

名称	所在地	開設者名	指定年月日	自立支援医療の種類
ウエルシア薬局西那須野南郷屋店	那須塩原市新南163-12	ウエルシア関東株式会社	平成26年7月1日	更生医療
カワチ薬局今市店	日光市瀬尾49-2	株式会社カワチ薬品	平成26年7月1日	育成医療及び更生医療

2 指定訪問看護事業者等

名称	所在地	開設者名	指定年月日	自立支援医療の種類
ライフ訪問看護リハビリステーション	足利市堀込町2656-7 ASKビル3F	株式会社ライフ	平成26年7月1日	育成医療及び更生医療

(障害福祉課)

公 告

○土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年7月11日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
姿川土地改良区	理 事	加藤 一克		宇都宮市鶴田町317	26.5.18	

(農地整備課)

人 事 委 員 会

栃木県人事委員会規則第十七号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年七月十一日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

## 職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則（昭和二十九年栃木県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第十項中「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「申込」を「申込み」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、同条第六項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名又は住所若しくは居所を変更した場合にあつては、別記様式第四の二による受給資格者氏名（住所等）変更届に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、変更後最初の支給日に任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

4 任命権者は、受給資格者氏名（住所等）変更届の提出を受けたとき（前項ただし書の規定により受給資格証を添えないで提出を受けたときを除く。）は、受給資格証に必要な改定をし、当該受給資格者に返付しなければならない。

第十七条第一項中「同号口に該当する者に係る就業促進手当（」の下に「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。」を加え、「同項第二号」を「就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては別記様式第十四の二による就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に、同項第二号」に、「別記様式第十四の二」を「別記様式第十四の三」に改める。

第十八条中「第十四条第一項、第八項及び第九項」を「第十四条第一項、第三項、第四項、第十項及び第十一項」に改める。

別記様式第四（裏面）注意事項第六項を次のように改める。

6 氏名又は住所若しくは居所を密死したときは、受給資格者氏名（住所等）変更届（別記様式第四の二）に別記様式第四の二による書類及びこの別記様式を添えて、その後における最初の支給日に任命権者に提出すること。

別記様式第四の次に次の様式を加える。

別記様式第4の2（第14条関係）（表面）

受給資格者氏名（住所等）変更届

受給資格証番号			
新氏名			
1 氏名	フリガナ		
	新		
	旧		
2 住所又は居所	新		
	旧		
3 生年月日	年 月 日	4 変更年月日	年 月 日
<p>職員の退職手当に関する規則第14条第3項の規定により上記のとおり届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>(任命権者) 様</p> <p style="text-align: right;">受給資格者氏名 印 電 話 ( )</p>			

(裏面) 注意事項

- 1 氏名のみを変更したときは、標題中「住所等」の文字を抹消すること。この場合には、2欄には記載しないこと。
- 2 住所又は居所のみを変更したときは、標題中「氏名」の文字を抹消すること。この場合には、1欄には記載しないこと。
- 3 3欄及び4欄の下の「受給資格者氏名」欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 4 この届出には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類（例えば住民票）を添えること。

別記様式第九(表画)中

3 障害者の雇用の促進等に関する法律第5条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第15条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練
----------------------------	--

や

3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練
-----------------------------	--

に改

める。

別記様式第十注意事項第四項中「通所25回分」や「通所21回分」に改める。

別記様式第十一中

証明対象期間	自 年 月 日	至 年 月 日
--------	---------	---------

や

証明対象期間	自 年 月 日	至 年 月 日
訓練受講職種		

に改める。

別記様式第十一(表画)中

支給申	⑩同一の傷病により受けることができる給付	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)
	⑪⑩の給付を受けることができる期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
請期間	⑪⑩の給付を受けることができる期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
	⑫傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間

や

支給申	⑩同一の傷病により受けることができる給付	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)
	⑪⑩の給付を受けることができる期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
請期間	⑪⑩の給付を受けることができる期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
	⑫傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
⑬内職若しくは手伝いをした日又は収入のあつた日、その額等	内職又は手伝いをした日 月 日 月 日 月 日	収入のあつた日 月 日 収入額 円 何日分の収入か 日分 収入のあつた日 月 日 収入額 円 何日分の収入か 日分 収入のあつた日 月 日 収入額 円 何日分の収入か 日分

に改める(表画)





別記様式第14の2 (第17条関係) (表面)

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

1 氏 名				2 受給資格証番号			
3 住 所		〒 (電話 )					
事 業 主 の 証 明	4 就職先の事業所	名 称				事業所番号	
		所在地	〒 (電話 )				
	5 一週間の所定労働時間	時間	分	6 求人申込み時等に明示した賃金額 (月額)		万	千円
	7 雇用期間中の賃金支払状況						
	① 賃金支払対象期間	② ①の基礎日数	③ 賃金額			④ 備考	
			A	B	計		
	月 日～ 月 日						
	月 日～ 月 日						
月 日～ 月 日							
月 日～ 月 日							
月 日～ 月 日							
月 日～ 月 日							
月 日～ 月 日							
就職年月日～ 月 日							
8 上記の記載事実には誤りがないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 印 (法人のときは、名称及び代表者氏名)							
9 職員の退職手当に関する規則第17条の規定により、上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 印 (任命権者) 様							
備 考							

(裏面) 注意事項

- 1 この申請書は、再就職手当の受給に係る就職日から起算して6箇月に至った日の翌日から起算して2箇月以内に任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。
- 2 この申請書には、受給資格者証を添えること。
- 3 申請者にあつては1欄から3欄まで及び9欄を、当該申請者を雇用した事業主にあつては4欄から8欄までをそれぞれ記載すること。
- 4 申請書の記載について
  - (1) 申請者の記載事項  
9欄の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
  - (2) 事業主の記載事項
    - ア 5欄は、再就職手当の受給に係る就職日から6箇月に至った時点における1週間の所定労働時間を記載すること。
    - イ 6欄は、事業主が求人者の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を記載すること。
    - ウ 7欄は、再就職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が1歴月中に2回以上ある者については各歴月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については歴月の末日をいう。以下同じ。)まで及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの記載事項の証明を行うこと。
    - エ 8欄において、4欄から7欄までの記載事項の証明を行うこと。

蓋 印

ハシノ県政サ、ウキノコ、ハシノ県政サ。

## 調 達 等 公 告

### ○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年7月11日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入件名及び数量  
電子入札システム専用端末関連機器 一式
  - (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
  - (3) 借入期間 平成26年11月1日から平成31年10月31日まで  
なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。
  - (4) 借入場所 栃木県本庁舎及び県の出先機関等
- 2 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
  - (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、リースの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
  - (3) 平成26年8月7日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
  - (4) 国又は地方公共団体に、電子入札システム専用端末関連機器の納入実績又はリース実績のある者であること。
- 3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号（県庁本館13階南側）  
栃木県県土整備部技術管理課企画情報担当  
電話：028-623-2405 Fax：028-623-2422

(2) 入札及び開札の日時及び場所  
平成26年8月7日午後2時栃木県庁東館3階入札室2

(3) その他

入札説明書は、平成26年7月11日から同月30日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

#### 4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

ア 最低制限価格の有無 無

イ 詳細は、入札説明書による。

(技術管理課)